

電子申請（就業規則関係）を行っていただく上での留意点について

（添付資料にも受理印の押印が必要な場合の取り扱い）

電子申請によって提出いただきました就業規則届()書類のうち、就業規則届表紙及びフォーマットで入力された意見書には、受理印（日付及び監督署名が赤字で表示されるもの）を電子押印していますが、添付資料（PDF等で添付された意見書、各種規定など）にも受理印の押印が必要な場合は、

対象ファイル名の冒頭に【押印希望】

と付していただきますようお願いいたします。

（ ）対象手続

- ・ 就業規則（変更）届 （本社一括届出）
- ・ 就業規則（変更）届 （各事業場単位による届出）

